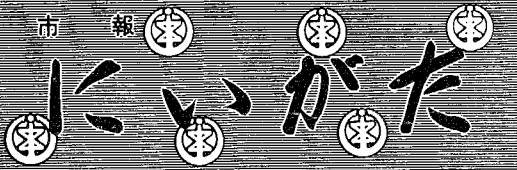


昭和57年12月2日

除雪対策 特集号



市の人口

人口	458,745(+443)
男	224,834(+217)
女	233,911(+226)
世帯数	147,367(+206)
57年10月末現在	

発行日	毎週日曜日
発行所	新潟市役所 新潟市西區通6番町 806号
電話	電話代表(28)1000
編集人	二宮省三 (担当新潟市役所)
印刷所	第一印刷所

市道758キロメートルを除雪



今年度は市道758キロメートルを除雪します。路上駐車は除雪の妨げとなりますのでやめて下さい。

幹線道路、バス路線 生活道路の順に除雪

雪の降りも間かれ始め、間もなく雪の季節がやってきます。市では、今年も道路交通の確保と市民生活を不便なくおくれるように、市の主要道路市道の除雪を行います。また、自治会の除雪に対し、今年も助成金の交付を行いますので、市民と市が一体となり除雪に取り組ましましょう。今回は、除雪計画路線図を紹介しながら、市の除雪計画を特集で紹介いたします。

今年度の除雪計画は、市道 九十六箇所散布します。計画以外の路線については、除雪車両の能力、道路事情などを考慮し、五百一路線（機械除雪とトラックでの排雪約七百五十八キロメートルを計画、前年度に比べ約五十一キロメートル延長しました。物線の選定にあたっては、物資の流通などを主体とした幹線道路、通勤、通学など日常生活の足であるバス路線、地域的に主要な道路や公共、公益的施設への道路を主体として選定しました。

除雪作業は、主として機械力で行うため、民間の借り上げを含めグレーダやショベルカーなどの除雪車両百九十四台、四台、排雪車両百九十四台を確保しました。また、歩道橋の除雪を七橋、関係機関と協議して出動します。坂道のスリップ防止に融雪剤を散布します。

積雪10cmで出動

除雪機械は124台

自治会・町内会が、除雪機材の費用を支払って道路の除雪をした場合、今年も自治会除雪助成制度により報償金を交付します。この自治会除雪の助成は、国、県、市が除雪する道路以外の市道、農道、私道を自治会、町内会が除雪機材の費用を支払って除雪、排雪作業をした場合、報償金として助成するものです。報償金の交付 市の定めた借上げ料（自治会の借上げ料が市の定めた額より少ない対象となる除雪回数）は、同

機械除雪は借上げ料の半額

自治会除雪に助成

①人力除雪：自治会・町内会が負担。
②機械除雪：借上げ料の二分の一の額を交付。
③排雪用トラック：借上げ料の全額を交付。
報償金の交付 市の定めた借上げ料（自治会の借上げ料が市の定めた額より少ない対象となる除雪回数）は、同

六、除雪体制 気象状況、積雪状態に応じ、次のような体制をとります。
①除雪対策：積雪が四十センチ以上九十センチ未満で、除雪機：気象情報より積雪が予想される場合、情報の収集、伝達のために必要の職員を待機させます。
②一次除雪対策：積雪が十センチ以上四十センチ未満で、③二次除雪対策：積雪が四十センチ以上九十センチ未満で、④災害対策本部設置：積雪が九十センチを超える場合、雪捨て場所、西海岸（寄居町）二か所と阿賀野川左岸（公園脇）を指定しています。災害対策本部設置時は、公共施設等の空地も利用します。捨て場所は案内札を立てておきます。指定した場所以外は雪を捨てて下さい。
八、冬期間の臨時交通規制 除雪作業の円滑化を図るため、所轄警察と協議し、十一月十五日から来年三月十五日まで臨時交通規制を実施します。
②臨時駐車禁止区間の設置：東、南、西警察管内で、馬越目上の町線や連上山線など十一路線、延べ五百五十キロメートル。
③一方通行：米山踏切、天神尾踏切、牡丹山線の三か所、延べ四百五十メートル。

①一、除雪路線は、二百九十六路線、四百八十三キロメートル。
二、除雪の順位 除雪の順位は、一種路線、二種路線の順です。
三、歩道除雪 試験的に小型ショベルを使用し、広幅員の歩道を対象に行います。
四、坂道のスリップ防止 融雪剤散布による早朝・昼間作業で九十六箇所を確保します。
五、除雪車両の確保 除雪計画を効率的に実施するため、除雪車両をグレーダ・四十七台、シャベルカーを七十七台、計百二十四台を確保しました。